

○議長 横尾 武志君

まず7番、松岡議員の一般質問を許します。松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

7番、公明党、松岡泉です。本日は、通告書に従いまして質問させていただきます。

件名1、児童虐待防止対策についてお伺いいたします。

児童相談所の児童虐待相談対応件数が、毎年、過去最高を更新してる状況にあります。昨年は東京都目黒区で5歳の女の子が、ことしは千葉県野田市で小学校の4年生の女の子が虐待で亡くなっております。現在、社会では子供への虐待が大きな問題となって深刻化しております。先日でもですね、鹿児島県の出水市のほうでそういった事件が発生したということで、残念ながら4歳の女の子が亡くなったということで、痛ましい事故が発生しております。この現状を踏まえ、6月には児童福祉法等改正法が国会で成立したところでもございます。また、2016年の児童福祉法などの改正でも、児童虐待対策は早期発見・早期対応から発生予防にかじが切られており、児童虐待対策における町の責任は重いものがあります。町は、未来を担う子供たちの安全を第一として、町全体で児童虐待防止対策に取り組まなければなりません。これまでの児童虐待防止対策の取り組みと、今回の改正法に基づく対策の方向性についてお伺いいたします。

要旨1ですけれども、児童虐待の実態についてです。

児童虐待の実態ということなんですが、初めにですね、児童虐待とはどういったものかということなんですが。これにつきましては児童虐待防止法がございまして、第2条に述べられておりますが、かいつまんで確認したいと思います。

まず1つは身体的虐待。これは、殴る、蹴る、激しく揺さぶる、熱湯をかける。冬になりますと戸外に締め出して子供をいじめる。外傷を生じ、または生じさせるおそれのある暴行を身体的な虐待ということであります。

2番目には性的虐待。児童にわいせつな行為をすること。または、させること。こういった性的虐待が2つ目であります。

3つ目にはネグレクトと言われるものですが、適切な食事を与えない、風呂に入れない、家に閉じ込める、重大な病気になっても病院に連れて行かない。または、テレビ等でも放映されておりますけれども、親がパチンコに行って駐車場に子供を放置する、乳幼児を放置すると。そういった状況です。そのほか、同居人による虐待を放置するなど、こういった養育放棄をネグレクトと言います。

最後に心理的虐待です。言葉で脅す、無視する、心を傷つけることを繰り返し言う、他の兄弟と差別して取り扱う。こういった児童に著しい心理的外傷を与える言動を言います。また、最近では家庭内にDVが発生しておりますが、そこに子供がいる場合も、この4つ目の心理的な虐待

につながるというように加えられております。

こういった虐待が現在どのような状況にあるかということなんですけれども、既に皆様に資料をお渡ししておりますが、これを見ていただきたいと思っておりますけれども、平成21年度ではですね、全国ですけれども、4万2,664件。これが児童相談所に相談があった対応件数となっております。10年後にはですね、どういう状態になったかといいますと、平成30年度ですけども、15万9,850件。約ですね、10年間の間に4倍を超える状況になっております。先日報道されておりましたけれども、九州ではどういった状況にあるかということですが、平成30年度はですね、約1万5,000件。全国からすると10分の1が九州にあると。その1万5,000のうち、じゃあ福岡県はどうであったかということなんですけども、福岡県はこの中の約半分を占める6,900件が福岡県で相談をされております。

一方ですね、これ資料2にお渡ししておりますけども、これを見ていただいたらわかるんですが、年間ですね、死亡件数は約50人前後ということで。これがですね、10年間の間にもほとんど変わらずして、50人前後が続いているというような状況にあります。対策としてはですね、国も2000年からこういった法を制定してですね、やってるわけですけども、なかなか。まあ効果は出てるんでしょうけども、子供が亡くなる件数としては、人数としては大きな成果はないと。減少するには至っていない状況にあるのではないかと思います。

それでは初めにですね、全国的にはこういった状況にありますけども、町の相談所への対応件数はどのくらいあるのかお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。健康・こども課長。

○健康・こども課長 濱村 昭敏君

児童相談所へ相談した件数でございますが、児童数と世帯数でお答えしたいと思っております。

平成29年度が、相談児童数は12人、世帯数6世帯。平成30年度は、相談児童数は15人、世帯数9世帯となっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

町のほうもですね、全くないわけではないということ。今2年間の状況について答弁をいただきましたけども、これを見ましてもやはり件数が減っているというよりは、ふえてる方向にあるのではないかと思います。

それではですね、この発生についてですけども、要因とはどのようなことが考えられるのか、

お伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 濱村 昭敏君

発生要因は、大きく3つあると考えられています。

1つ目が保護者に発生要因がある場合です。保護者が生活全般にわたり著しくルーズである場合や対人関係の形成がうまくできない場合、また、誤った育児観を持っている場合など、虐待に結びつくことがあると言われています。保護者が子供時代に大人から十分な愛情を受けることなく育った場合には、子供の気持ちの要求を酌み取りにくく子供の愛する方法がわからないため、虐待につながりやすいことも指摘されています。生まれた子供が未熟児である場合や発達に遅れがあると保護者が感じている場合にも、自分の子供と他の子供との成長を比較することから発生する焦燥感、焦りの気持ちから虐待に至る場合もあると言われています。さらに、望まない妊娠により親となった場合や幼児期などに母子分離を余儀なくされた場合にも、保護者が子供に愛情を持たず虐待に至る場合もあります。

2つ目の発生要因は家庭や家族関係です。夫婦の不和や経済的困窮など家族関係が不安定な状況にあり、家庭内のストレスが解消できず保護者の精神的安定を保つことが難しい場合、虐待を生じやすいと考えられています。また、育児不安や育児疲れによりストレスを生じたり、父親が育児に協力的でない場合などにも育児負担が増加し、虐待につながる場合があるようです。

3つ目の発生要因は社会環境です。核家族化の進行に伴い、子育てなどの知識や経験が継承されにくくなったことや、少子化が進み子育てを身近に観察する機会が大幅に減ったことなどにより、子育てに戸惑いや不安を生じ虐待へ至る場合があります。また、近隣とのつながりが弱く、保護者が子育てについて誰にも相談できず孤立してしまうこともストレスの増加につながり、結果として虐待を引き起こす要因となります。そして、虐待をしてしまう保護者は周囲から責められることを恐れ、ますます社会から孤立するという悪循環に陥る傾向にあると言われています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今答弁がございましたようにですね、社会全体としては、養育力が低下しているというようなことが大きな要因じゃないかなと思います。それ以外にもですね、今の答弁にありましたように家庭内の問題、それから親に対しての問題、こういったことを抱えておまして、状況としては複雑化している状況にあるかと思います。

それでは、これについてですね、対策を講じる上では虐待の特質、またはですね、問題対策を講じる上のですよ、問題点をよく把握して対応する必要がありますけども、虐待の特質と虐待防止対策上の問題点をどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 濱村 昭敏君

虐待事例には、保護者が心配して来所する一般の相談とは異なり、保護者は虐待の事実を認めなかったり、否定したり、気づいていなかったりすることも多く、相談や子供へのサービスを実施しにくいケースがあります。虐待の場合には、子供の生命や健全な成長・発達を守るため、保護者の求めがなくても、あるいは保護者の意に反しても介入していかなければならない場合があります。虐待が生じた家庭には、多くの困難な要因が複雑に関与していることが多くあり、一機関、一専門家では対応が困難で、相互の連携が不可欠とされています。例えば、町には児童を施設に入所させるといった権限はございませんが、児童相談所が児童を施設入所させようとしたとき、保護者が同意しない場合には弁護士に関与により法的に対応する必要もあるようです。また、家庭が経済的な問題を抱えていたり、病人を抱えていたり、保護者に精神的な問題があれば、福祉事務所や保健所、医療機関などとの連携も必要になります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今あったようにですね、この児童虐待の実態を把握するのは非常に難しい。困難性を伴ってるとのことだと思えますし、解決に当たっての重要なポイントはあくまでもですね、一つの機関では対応できない。多くの機関が協力し合って防止して、緊密な連携のもとにやっていくことが不可欠だと考えます。

それでは次の要旨の2に移りますけども、今回の児童福祉法改正法についてでございます。

公明党ですけども、2000年のですね、児童虐待防止法の制定からリードしてきておりますけども、虐待で死亡した子供たちのうちのゼロ歳児がですね、約半数あると。先ほど資料を渡しましたけども、そこにございますように半数はゼロ歳児でございます。そういったことで妊娠から出産、子育ての切れ目ない支援体制、日本版ネウボラと申しますけども、この構築に取り組んできております。またですね、18年4月現在で、全国で4割を超える自治体、761自治体に1,436カ所の子育て世代包括支援センターが設置されております。町でも既に設置はされております。そういった状況で相談窓口も必要であろうということで15年の7月から、いち早く、

令和元年第3回定例会（松岡泉議員一般質問）

189番、全国共通ダイヤルになっております。これにかけていただければ相談ができると。現在、無料化も進めておられます。

今回ですね、こういった事件が連続して発生している状況に伴い、党としましては2月にですね、安倍総理に緊急提言を申し入れております。「民法の懲戒権規定見直し」、「全国での情報共有システムの構築」、「DV被害者支援との連携」、「学校での対応体制の構築」、「児相に警察官を配置する」、そういった取り組みをやっていただきたいということで首相に申し入れをしたところでございます。そういったことで、ことしの6月にこの児童福祉法等法改正にもつながったわけですが、このですね、法改正の要旨について、まずお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 濱村 昭敏君

法改正の趣旨は、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関の連携強化等の所要の措置を講ずるとされています。

改正の概要は、児童の権利擁護として、親権者、児童福祉施設長等による体罰の禁止や、民法第822条で規定されている懲戒権のあり方の検討、児童の意見表明権を保障する仕組みの検討、児童の福祉に職務上関係のある者の守秘義務などが求められています。また、児童相談所の体制強化、児童相談所の設置促進、関係機関間の連携強化も盛り込まれています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今要点を述べられましたけど、特にですね、注目する点といいますと、今回の法改正ではですね、親権者による体罰禁止というのがうたわれて、規定されております。これは今までになかったことであり、またですね、民法でも定めているように、懲戒権ですね。こういった子供たちを見守る親の責務というのがあって、叱ったりすることはある程度できる状態だったかと思うんですけども。これも2年間かけてですね、民法の見直しについても検討するといった状況で、かなり踏み込んだですね、検討が図られて対策が講じられるというようになっております。

こういった取り組みですけども、町の責務はじゃあ、どうなってるかということなんですが、児童福祉法ではですね、国と県、それから町で取り組んでいくわけですけども、町の責務としてうたわれているのはですね、児童の身近な場所における継続的な支援をやりなさいというのが町に与えられた責務であります。またですね、虐待防止法の第4条にも町の、これは国、それから地方公共団体に対する責務なんですが、うたわれております。第1項としては、児童虐待防止等

令和元年第3回定例会（松岡泉議員一般質問）

のために必要な体制を整えなさいということですね。それから2つ目、3つ目に関係職員の研修等の必要な措置をやって強化を図りなさいというのが2、3項に書いてあります。また第4項にはですね、防止法に関わる広報、その他啓発活動をやりなさい。それから5つ目にはですね、防止における調査研究、検証をやりなさいという責務を負わされております。町としてもですね、しっかり取り組んでるかと思うんですけども。そういった状況にありますけども。それではですね、この責務に伴って町はですね、どのように取り組んでいるのか。初めにですね、児童虐待防止における体制が、町の体制はどうなってるのかお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 濱村 昭敏君

先ほど議員からも紹介していただきましたが、芦屋町では平成29年3月に、妊娠期から出産直後、子育て期までの母子保健及び育児等に関するさまざまな悩みに円滑に対応し支援を行うため、芦屋町子育て世代包括支援センターを設置しています。ここでは母子健康手帳の交付時に妊婦を対象に聞き取り調査を行い、さらに出産後3カ月をめどに全家庭の戸別訪問を行っています。その結果、支援が必要と思われる対象者には支援プランを作成し、計画的に支援を行っています。また、4カ月、10カ月、1歳半、3歳児のそれぞれの乳幼児健診時においても、育児などの相談対応を行っています。このような取り組みは児童虐待防止の観点からも重要な事業だと考え、取り組んでいるところです。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

町としてはですね、子育て世代包括支援センターの活動ということで、先ほども申しましたように町は早い時期にですね、既に設置して、よそよりも先進地といえる活動をやってるかと思えます。一つはですね、出産後3カ月ですか、戸別訪問、全戸訪問をしてですね、状況を視察して、問題がないのか、子供が大きく育っていただけるようにお母さんにアドバイスはできないのか、町として何ができるのか、そういった活動をやっていただいているように思います。またですね、防止に当たっては、就学児については、また幼稚園に行っている子供には、保育所、幼稚園、学校、それから教育委員会と連携が図られているようでありますけども。それだけにかかわらずですね、町全体で子供たちを見守っていく上ではですね、その他の関係者の方とも連携を図っていく必要があると思うんですけども。その以外ですね、関係機関の連携をどのように行っておられるのかお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 濱村 昭敏君

芦屋町には芦屋町要保護児童対策協議会が設置されており、関係機関として福岡法務局北九州支局、福岡県宗像児童相談所、宗像・遠賀保健福祉環境事務所、折尾警察署、遠賀中間医師会、北九州人権擁護委員協議会、芦屋町民生委員・児童委員協議会、町内小中学校、町内保育所、幼稚園、教育委員会、福祉課、健康・こども課で組織しています。必要に応じて代表者会議と個別ケース検討会議を開き、情報の共有及び支援の対策を協議しています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

要保護児童対策地域協議会ですけれども、平成16年にですね、法制化が行われております。町としてはですね、早々に検討した結果、平成19年の8月28日、規則の第26号で設置規則を定めて、実際に要保護児童対策地域協議会が開催されてる状況と伺っております。今ありましたけれども、会議の内容としては代表者会議、それから個別ケース会議等があるように聞いておりますけれども、開催状況はどのように行われているのかお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 濱村 昭敏君

平成29年度は代表者会議を行っていませんが、ケース会議を7回。平成30年度は代表者会議を1回、ケース会議を21回開催しています。また、この会議とは別に児童相談所に電話で相談したり、支援家庭への訪問に同行をお願いしたりしているところです。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今、開催状況をお伺いしましたけれども、個別ケース会議が結構、7回、21回と。まあこれは当然のことながら、先ほどの報告にありましたように発生件数がふえていますので、そういった関連かと思うんですけど。これについては特にですね、個別会議が重要だと思うんですけど、これの意義をお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 濱村 昭敏君

支援を要する児童やその家庭には、複数の原因が複雑に絡んでいることが多くありますので、そのような場合、関係機関の各担当者が情報交換することで、多方面からの情報をもとに多角的・総合的にケースの理解や援助方針が検討できるようになり、適切な支援が可能となります。また、このケース会議を通して、子供や家庭の状況の把握や理解が深まり、援助の質を上げることができます。さらに担当者一人だけがケースを抱え込むという危険性や、過重な負担が生じるといったことがなくなることも大きなメリットと言えます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

この要保護児童対策協議会ですね、しっかりと取り組んでおられるということでもあります。それではですね、学校のほうの対応はどうなっているのか、学校教育課のほうにお願いします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

まず、児童生徒の顔や体に傷やあざがないかの目視確認です。次に、児童本人からの話の内容です。保護者からたたかわれているとか、朝食や夕食を食べていないとか。また、体の痛みを訴えてくる場合もあります。さらに児童の様子観察です。落ち着きがない、表情が暗い、落ち込んでいるとか、いつもと様子が違う場合、特に気を配ります。ほかにも、忘れ物が多いとか宿題忘れが多いとか、服が汚れているとか数日間同じ服を着ているとか、今までに比べて給食を大量に食べるとか。このように、もし家庭で虐待があれば、児童には何かしらの変化やサインが出る人が多いので、担任の先生たちが異常に気づいたら声かけをし、変化の理由を聞かせてもらうなどの取り組みにより虐待の早期発見に努めております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

就学児についてはですね、学校でよくフォローしていただいて、迅速な対応、異常があった場合にはですね、対応をしていただければと思います。

それではですね、今回の改正法に伴ってなんですけども、今回、先ほども申しましたように、

令和元年第3回定例会（松岡泉議員一般質問）

家庭内でも体罰は禁止。当たり前のことなんですけども、今までもそうだったと思うんですが。これを明確に明示されたということでもありますので、こういったことでだんだんとですね、町の対応も厳しさを増してくるわけなんですけども。こういった児童虐待防止、今回の法改正に伴ってですね、どのように防止対策を強化するかと、これについての答弁をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 濱村 昭敏君

国が策定しました児童虐待防止対策体制総合強化プランでは、2022年度、令和4年度までに、全国の市町村に子ども家庭総合支援拠点の設置が求められました。この支援拠点は、児童の人口規模によってその規模や内容が決まっており、芦屋町の場合、社会福祉士や医師、保健師等の資格を持った子ども家庭支援員を常時2名配置し、体制及び専門性の強化を求められています。健康・こども課としましては、芦屋町子育て世代包括支援センターと一体的に効果的な取り組みが実施できるよう構築する必要がありますので、子ども家庭総合支援拠点の設置について、今後、調査・研究を行ってまいります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今後の取り組みでということでお話がありました。

今回ですね、国のほうも子ども家庭総合支援拠点の整備を図れということで、今後の対応としても、今、御報告があったように、そういった体制強化を図りますということですね。専門員を、芦屋町のレベルでは小規模の町ということで、子供たちが5,000人以内ですので、当然そこに規定が設けられておまして、専門員は2名ということで先ほど話した社会福祉士、保健師等、2名を専属的につけなさいと。これは整備をですね、急いでやっぱり進めてもらいたいと思います。ただし規模によってはですね、虐待防止専門員を置きなさいと規定されている市、該当する市等がございます。町に対してもですね、そういった規定はないんですけども、当然先ほど子育て支援センターのほうで頑張っているように、3カ月後に戸別訪問を全部やると。そういう話もあってですね、やはりそういった専門員、特に虐待防止にかかわる、またソーシャルワーカーを配置する。そういったことですね、今後の取り組みが必要になってくると思うんですけど。そういった強化する、あとフォローする考えについては、いかがお考えなんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 濱村 昭敏君

子ども家庭支援員の資格は先ほど答弁しましたように、社会福祉士や医師、保健師等になっており、職務として実情の把握、相談対応、総合調整、調査・支援及び指導、他関係機関との連携となっています。芦屋町より規模の大きい市町村は、子ども家庭支援員に加え虐待対応専門員の配置も求められており、資格は子ども家庭支援員とほぼ同じで、社会福祉士や医師、保健師等となっています。職務としましては、虐待相談、虐待が認められる家庭等への支援、関係機関との連携及び調整となっており、児童相談所に近い職務が求められているようです。芦屋町はこの虐待対応専門員の配置までは求められていませんが、子ども家庭支援員を配置し専門性の強化を図り、今まで以上に児童相談所を初めとする他の関係機関と連携を図っていかねばならないと考えています。先ほどの答弁を繰り返すこととなりますが、芦屋町子育て世代包括支援センターと一体的に効果的に取り組むことができるよう、議員の御質問のことも含め、調査・研究を行ってまいります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

しっかりと取り組んでもらいたいと思います。特にですね、関係機関との連携強化が非常に重要ですし、アンテナを高くしてですね、早期発見の努力をしていただきたいと思います。今ありましたように、この子ども家庭総合支援拠点、それから子育て包括センターも含めてですね、一体化して健康・こども課が担うということで中心的な、それから要保護関係の協議会についてもですね、調査機関として当該部課として指定されておりますので、一体化してですね、取り組んでいただければと思います。それとですね、広報関係も今のところ担当部課でやっていただいていると思うんですけど、社会教育課のほうについてもですね、人権問題について、子供の人権についても取り組んでいただいておりますので、そういった町全体としてですね、町の皆さんが町民の皆さんがですね、子供の人権を尊重するような意識を醸成していただけるような取り組みをしっかりと考えていただきたいと思います。

西南学院のですね、安部教授が言っているんですけど、懲戒権、子供の命を守ることは最優先。これは当然のことだと思うんですけど、目指すゴールは子供が安全に家で家族と生活することであると。そのために町は、町全体の問題として家族支援の充実に取り組まなければならないと言っております。取り締まりを強化するだけでは虐待は減りません。子供は幸せになれません。子供の安全を第一として家族全体を支える仕組みが必要。そういった施策を講じることが今後、町

に課せられますので、今後ともですね、今までもしっかりと取り組んでおられますけども、さらにですね、国としても体制強化をうたっておりますので、その点をですね、町の皆さんに、関係の子供たちに接する、そういった全戸訪問も含めてですね、しっかりと接して対応しながら町全体でもですね、地域も含めて対応していければというふうに考えます。

それでは2件目に移ります。2件目、防災・減災の対策についてでございます。

昨今、先日も増水したし、局地的な大雨が降ってですね、災害がいつ発生してもおかしくない状況にあります。甚大な被害をもたらしました今年の7月、西日本豪雨からもう1年が過ぎました。自然災害から命を守るにはですね、防災情報を正しく理解し、早目に避難することが何よりも大切です。また、予想される災害に対し、自身の防災行動計画の立案や災害用備品などの事前準備も普段から心がけて行っていく必要があります。そこで本件について、町の取り組みと今後の方向性についてお伺いいたします。

要旨1、警戒レベル情報の変更について。情報が変更されてるかと思うんですけども、初めにこの導入の経緯は何かをお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

今年度より運用を開始しております警戒レベルの導入経緯についてお答えいたします。

平成30年7月豪雨を教訓として、国の中央防災会議、防災対策実行会議、平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループにおいて、災害対策の強化について検討され、平成30年12月に平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について報告が取りまとめられております。この報告を踏まえまして、平成31年3月に避難勧告等に関するガイドラインが改正されました。本ガイドラインの改正は、住民の皆様は、自らの命は自らが守る意識の徹底や、また、行政は、災害時に避難行動が容易にとれるよう、防災情報をわかりやすく提供するということが打ち出されました。わかりやすい防災情報の提供については、災害発生のおそれの高まりに応じ、とるべき行動を5段階に分け、町が発令する避難情報と国が発表する警報に付与することにより、住民に理解しやすいものという形の中で今回のレベル導入がされております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今ですね、5段階ありました。テレビを見ても、このごろ5段階の情報が流れてるかと思うん

です。ウェザーを見て、天気予報等を見てもですね。それから警戒発令のときも5段階が言われています。

ところで行政の皆さんも議員さんも含めてですが、5段階について行動はどうすべきかというのは御存じですか。多分ですね、厳格に聞いたら誰も答えられないかもしれませんね。認識度を確認したらですね、国民の理解度は4割程度と言われてます。それで、芦屋町については広報あしや、今回の9月1日号を見られたでしょうか。そこにはですね、ちゃんと書いてありますし、ホームページも掲載して、総務課としては皆さんに周知するという意味から、そういった徹底が図られているように考えるわけですけども。4割程度ということなんでですね、さらにやっば、強化する必要があるんじゃないかと思うんですけども。今後、手段方法について検討はしないのかどうかお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

4割程度しか知られてないというところがございますけれど、即効性の強化策はなかなか難しいというふうに考えております。今、先ほど松岡議員が言われてましたとおり、町のホームページや6月1日と9月1日にも載せております。こういう形の中で住民に周知をして、先ほど言いました災害警戒レベル、町としましては警戒レベル3ですね。これが避難準備、高齢者等避難開始という形になります。警戒レベル4に関しましては、避難指示（緊急）、または避難勧告という形になります。警戒レベル5、これにつきましては町で実際に災害が起こっているという状況を住民に知らせるところになっております。ここら辺の情報をいかに町民の方々に周知してもらおうかというところにつきましては、やはり継続して町の広報誌、ホームページに掲載していきたいと思っておりますし、いろんなイベント等があったときにチラシ等をつくってPR活動をするだとか、町の出前講座等も行っておりますので「知って安心！町の防災」の中にこの警戒レベルの内容等を盛り込んで、今後周知をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

いろんな取り組みというか手段方法があるかと思うんですけども、やはり広報で、またホームページで掲載してればですね、住民の皆さんが理解しているか。そうはならないわけですね。だから認識度からすると全国の4割程度と。やはりですね、4割程度ではですね、せっかくこういった情報を皆さんにお伝えしようと国が頑張っておる中でも、取り組まなければですね、何にも

ならない。今、警戒レベル3について言われましたけど、もう一度聞いていいですか。皆さん答えられますかね。どのようになったのか。そうでしょ。見てもわからないわけですよ。だから、もうちょっとインパクトのある、そういった方法・手段をとらなくちゃいけないというふうに思うわけですね。そういうことで今後もですね、しっかりこれには取り組まなければならないと思います。それでですね、そういった状況で今回もですね、7月20日ぐらいからもそうなんですけど、先日もレベル5まで、最高レベルまで上がったところもあるわけですね。そういった中でですね、芦屋町は今、戸別受信機をとということで、町長、頑張ってください、実施設計まで入ったというような状況で。今後はですね、岡垣町と同じようなですね、皆さんに情報を伝える伝達手段ができそうであります。本当に期待してるわけですが、そういったまでの期間はですね、それだけでも問題かと思うわけですが。

今回ですね、そういった7月20日ぐらいの状況の中でも、やはり広報車は回ったというふうに聞いてるんですけど。でも町民の皆さんがどういうことかと言われますと、「来んやったよ。」、「知らんよ。」、そういう声がたくさんあるわけですね。「広報車は回りましたよ。」と言っても伝わってないわけですよ。町民の皆様には伝わってない。そういった情報が。そういうことで、広報車の通報区域とはどのように回っているんですか、大体。お伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

通報区域につきましては、芦屋町の全域という形の中で巡回・広報を行っております。周知としましては、町内を各自治区ごとという形の中でエリア分けをしまして、その地点、地点を3カ所程度で、徐行しながらだとか、地点でとまって放送をしていただくという形の中でお願いをしておりますし、気象条件や道が狭いところ等勘案し、時速20キロ以下での走行で、1エリアにつきまして大体10分から15分を目安で巡回するようという形で、巡回する職員についてはお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

連絡する広報車の動きはわかりましたけども、実際ですね、町民の皆さんは「聞こえんやったよ。」とか「来なかったよ。」という話なんです。だから戸別受信機を今度つけるようになって、設置されたらある程度は今までよりもいいわけですが。やはり聞き逃す。重ならんやたらですね。そういった情報、危険情報ちゅうのは、流さないとですね。なかなか町民の皆さんに

令和元年第3回定例会（松岡泉議員一般質問）

伝わらない。これはやっぱり重要なことで、情報がなけりゃ皆さん当然、行動もされないわけですので、せっかくの計画をつくっててもですね、何もならない。まあそういうことで、しっかりとこの広報のやり方についても考えてもらいたいと思うんですけど。

7月20日の避難者の方はどのくらいおられたんですか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

7月20日、台風5号のときには避難者はございませんでした。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

それは避難するような指示が流れておりましたかどうか、お伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

このときは自主避難所の開設という形の中での周知でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今回の7月20日の分は指示等は流れてなかったみたいでありますので、避難所を準備しましたよと連絡もあったわけですが。全体的に見てですね、今までのそういった町の指示、勧告を含めてですね、避難情報に対する町民の皆さんの対応について、どのように町としては考えておりますか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

住民の意識としては、なかなか浸透してないのではないかと。意識改革をちょっとしないといけないのではないかと。というふうには考えております。まず基本的には、自分の命は自分で守るという自助の意識を高めることが必要であると考えます。また、防災意識の向上を図っていくために、自主防災組織での自主的・主体的な避難訓練や、避難場所や避難経路を日ごろから各地区で

令和元年第3回定例会（松岡泉議員一般質問）

話し合っていただくことが重要であると考えております。各自で情報の収集や、どの段階で避難を開始するかを決めておくことが重要となりますし、自分の命を守る行動につながっていくと考えております。そのため、いろいろな場面で住民周知や啓発を図っていききたいというふうに考えます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

命を守るには早目の避難ということですね、町の皆様の御理解をいただいて、早期のですね、避難をしていただけるような取り組みを考えていただければと思います。

それではですね、久しぶりにですね、今回、基地との覚書ができた。協定書ができたということで、基地が利用できるようになったわけですけども。防災訓練をやってくださいということで、今回計画されたみたいでありますけども。基地とのですね、協同による防災訓練の成果と今後の計画についてお伺いします。

初めに、基地との協同による防災訓練の成果は、どのようなことがあったのかお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

今回、芦屋基地との訓練に関しましては、遠賀川の水位が氾濫危険水位に到達する可能性が極めて高く災害が発生するおそれがあり、町の指定避難所だけでは避難者の受け入れが難しく町民の安全を確保できないと判断して、芦屋基地に対して一時避難施設としての避難所を開設し、浸水が想定される5自治区等が避難所経路及び避難所の確認や、行政の連携体制を確立するための訓練を実施いたしました。

訓練の成果としましては、町民が芦屋基地への入場場所としての正門だけでなく東門から避難することができたことや、避難施設としての格闘場と体育館を確認することができました。また、自治区だけでなく、みどり園などの災害弱者といわれる方も参加され、実際の避難経路を確認することができたことは大変よかったと考えております。また、基地との連絡体制についても今回行ったことにより、実際に災害が発生しそうな場合どのような連絡体制をとればよいか等把握することができました。

反省としましては、時期的なもの、今回7月という形でちょっと遅いという形で考えておりますので、出水期の前の6月ごろに訓練を行えばよかったというふうな形で、ここは反省をして

おります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

成果はやっぱり訓練をやれば出てきますので、今後の参考ということでやっていく必要があると思います。

一つ私が思ったのは、今回の訓練はですね、避難訓練で多分、基地のほうに皆さんが避難するときのルートを見たりとか連携とか、実際する避難場所の状況確認と、まあそういったところが大きな狙いだったんじゃないかと私は推測するわけですけど。

ただ、出発する前にこちらで町の対策本部の状況を見ましたけど、それは軽視されてたかと思うんですが。私がここで言いたいのは、対策本部というのは指揮をする中心的な役割がありますよね。だから各機関との連携とか情報交換からすると、通信網を——指揮通信網ちゅうのが重要な状態であるんですけど、代替案は2階がだめだったら3階よ、という話もちょっとあったみたいですけど、そういうのはやっぱり訓練の中でやるとすれば、1回そういった場所で使えるかどうかを検証してもらいたいと思うんですよね。時間がないので、今までやったかどうかはちょっともうお伺いしません。

で、行政報告で町長が言ってましたけど、定期的な訓練を今後もやりますよということで報告がありました。防災訓練、私いつも言ってるんですけど、回数が少ないんですよ。やっぱり定期的な長期期間を見据えてですね、いつどういった計画を狙いとし、目標を定めてですね、やっていかなくちゃいけないんですけど。私は中期計画なりをつくってですね、いつどういった目的のために防災訓練をやるという計画が必要と思うんですけど、その点いかがですか。お伺いします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

今後の全体的な訓練に関しましては、その計画的なところはちょっとできておりませんので、今後検討しないといけないかというふうに思っておりますし、基地との訓練に関しましては、定期的に訓練を実施していきたいというふうに思っております。考えております。また、先ほどの反省で出ておりましたように、来年度以降については出水期前の6月で訓練を実施していこうという形で、これは定期的にやっていきたいというような形では考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

しっかりとですね、大綱計画なり、計画の構想を練ってですね、今後防災訓練をやらないとですね、いろんな問題点もわかりませんし、町民の皆さんの命を守ることはできません。しっかり取り組んでもらいたいと思います。

次ですけど要旨4ですが、マイタイムラインの作成の推進についてです。

これにつきましてはですね、タイムラインっていうのはですね、このマイタイムラインは台風、大雨が予想される際にですね、家族構成や生活環境を合わせて、いつ誰が何をするか時系列的に自身で防災計画を立てるものですけど。昨今ですね、どうしてもそういった計画作成されてないがゆえに、どうしても避難するのが立ち遅れ、そういったのが目立つということで、これが推進を図られてるんですけど。このタイムラインの作成推進について、町はどのように考えておりますか。お伺いします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

マイタイムライン、先ほど今、松岡議員さんが言われましたとおり、町民一人一人の家族の状況や生活に合わせて計画をつくっていくというところでございます。このタイムラインにつきましては現在作成に至っておりません。今後、有効性や必要性については広報や町のホームページに掲載していきたいと思っておりますし、また、自治区についてもマイタイムラインの作成について協議を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

このマイタイムライン東京版ちゅうのができてまして、6月にですね、150万部をつくって学校とかですね、都民の皆さんにお配りすると。このツールをつくったわけですけど、ガイドブック、それから避難行動書き込みシート、作成用シールなどを配布してる。これは簡単にですね、つくれる、自分のマイタイムラインをつくれるような仕組みのガイドブックをつくって、都民150万部をつくってですね、配布してるんですね。こういった、つくとすれば、そういったですね、この東京都版のマイタイムラインの作成ツール、こういったですね、導入も考えたらいかがかなど。非常に簡単に多分できる可能性が高いですよ。町民の皆さんの意識も上がるんじ

令和元年第3回定例会（松岡泉議員一般質問）

やないかと。まあそういうのを取り組みでですね、検討していただければと思います。

最後にですね、防災備品についての要旨5なんです、避難所の防災備品の確保についてです。

これは初めにですね、町の浸水被害の想定がどうなってるか重要に関係します、これについてお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

町の浸水想定につきましては、国土交通省遠賀川事務所が算出しております遠賀川流域想定区域内の被害状況につきましては、床上浸水1,180世帯、床下浸水561世帯、計1,741世帯。被災者は、約4,400人を想定しております。被災者世帯の割合としましては約26.3%、被災者の割合は約31.6%でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今の想定なんですけども、それではですね、町が今、備蓄している避難所の防災備品はどの程度なんですか。お伺いします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

現在、町が避難所としている防災備蓄品としましては、毛布が約600枚、防寒シート210個、防寒シート簡易寝袋210個、簡易トイレ約840セットを備蓄しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今、答弁がありましたけども、被災者の状況を比較してですね、皆様に供給できる避難所での備品は十分かと、これが大きな問題だと思うんですよね。今までずっとこれを放置してきたわけなんですけど、実際それは何でかといったら根底にはですね、芦屋町では被災することはないと、そういった観念がやっぱり広がっているのではないかと。やっぱり懸念されるわけですよね。いや、今すぐ起こるよと。つい最近の情勢から見てですね、異常気象を伴って、どうなのかと思う。実際、数日前もありましたですね、もう雨が集中豪雨で。佐賀でもありました。そういった危機感

令和元年第3回定例会（松岡泉議員一般質問）

があるかないかだと思うんですね。そういった中、今回社協のほうでもですね、こういった備品が一部、日本財団からありましたということで、ふえてるわけですけど。その覚書についても報告でありました、既にですね。こういったトータル的に社協との連携、覚書の中で、芦屋町として備品を使いますよということは重要なことで、町長も取り組んでおられます。ただ、問題なのは先ほどから言ってますように、避難所には備品がないと。じゃあこれ、どうするんかと。今起こったら、どうするんかということをお伺いします。これの対応はいかがですか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

基本的には、町として配布できるものについて配布するということと、あと、基本的には各個人個人で持ってこれるものについては持ってきていただくというふうな対応をしていただかないといけないというふうに思っておりますし、あと、足りないものにつきましては、福岡県が福岡県災害時受援計画に基づき、いろいろな企業と締結をしておりますので、町より必要な物品支援要求をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

やはり防災・減災と、人の命に関わることなんで、しっかりとそのあたりはですね、足りないなら足りないで住民の皆さんに、「携行物品は避難するとき何が要ります。」と、「これは大丈夫です。」とか、やっぱりわからないと。住民の皆さんは担いで行かな、雨の中を避難するわけですよね。それ行かないと、「避難所行ってもありませんよ。」と。「後からしか来ませんよ。」。そしたら、みんなそれぞれに考えるかと思うんですね。そういった意味で必要な資器材・備品はですね、普段からやっぱり確保しとかないけんと思うんですね。これは町の責務ですよ。町民の皆さんの命を守るわけですから。そういうことで備品とか避難所の生活ちゅうのは、今はもう厳しい要求はどんどんふえてます。最低限のですね、皆さんが避難所行ってもですね、長く生きていけるようにそういった配慮をですね、町としての責務をしっかりとやっていきたい。これは最優先課題ですからね。起こらないということを考えたら全くできません。そういうことで今後も町のですね、献身的な対応をお願いしたいと思います。

以上を持ちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。以上です。ありがとうございました。

○議長 横尾 武志君

令和元年第3回定例会（松岡泉議員一般質問）

以上で、松岡議員の一般質問は終わりました。